

## わたSHIGA輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項

### 1 目的

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ）（以下「国スポ」という。）における輸送・交通業務について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署および関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

### 3 業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

#### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として公式練習日を含む各競技の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は別に期間を定めることとする。

#### (3) 輸送の範囲

##### ア 大会参加者の輸送範囲

競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場の相互間とする。

##### イ 一般観覧者の輸送範囲

競技会場、市実行委員会が指定する乗降駅、臨時駐車場の相互間とする。

### 4 輸送車両の確保

#### (1) 車両の確保および運行

計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

#### (2) 臨時バスの運行

臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な対策を講じる。

#### (3) 予備車の確保

大会期間中は、予備車を準備して緊急時に備える。

### 5 輸送業務の内容

#### (1) 輸送計画の策定

各競技会にかかる輸送については、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

#### (2) 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

#### (3) 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

#### (4) 誘導案内

宿舎および競技会場等への円滑な誘導案内のため、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置する。

#### (5) 広域配宿における輸送

広域配宿によって彦根市以外に所在する旅館等を選手・監督および役員等が宿舎として利用する場合の輸送は、市実行委員会が実施する。

#### (6) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な対策を講じる。

### 6 交通業務の内容

#### (1) 駐車場対策

##### ア 臨時駐車場の確保

駐車場については、道路交通事情および大会参加者、一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場および練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

##### イ 駐車場管理運営

駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努める。

##### ウ 駐車許可証の交付

交通混雑防止と臨時駐車場等への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理

運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

大会参加者および一般観覧者が確実に目的地へ到着できるよう、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置する。

ウ 交通整理

競技会場周辺等における通行の安全および交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における輸送・交通業務については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。